

生徒会会則

第1章 総称・目的

第1条 総称

本会は、京都府立京都すばる高等学校生徒会と称する。

第2条 目的

本会は、生徒自身の民主的な協議による自治的運営を通して明朗かつ豊かな高校生活を送ると同時に個人の個性を伸ばし、寛容力のある人間性を育むことを目的とする。

第2章 構成

第3条 本会は、京都府立京都すばる高等学校の全生徒をもって会員とし、本校教職員を顧問とする。

第3章 権利・義務

第4条 本会会員は、次の権利と義務を有する。

- (1) 本会役員選挙権、被選挙権及び罷免権
- (2) 生徒総会に参加する権利
- (3) 生徒総会での発言権・議決権
- (4) 部に入部・退部する権利
- (5) 本会及びそれに準ずる規則を守り、本会の目的達成のために努力する義務

第4章 活動

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために学則に基づき教職員の助言のもとに次の活動を行う。

- (1) 生徒会行事を積極的に行うとともに学校行事に協力する活動
- (2) 個人の独創性を養うための活動

第5章 ホームルーム（HR）

第6条 ホームルームは、本会の基礎となる機関で、ホームルーム全員で構成する。

第6章 生徒総会

第7条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。

第8条 生徒総会は、本会の全会員によって構成する。

第9条 議長及び副議長は、代議委員長及び副代議委員長がこれにあたり、原則として総会における発言権・議決権を有しない。

第10条 書記は生徒会書記がこれにあたり、原則として総会における発議権及び議決権を有しない。

第11条 議長は生徒総会を招集し、それを円滑に運営する任務を有する。

第12条 生徒総会の定足数は全会員の5分の4とする。

第13条 定期総会は、1年に1回5月に行うことを原則とする。

第14条 議案は原則として出席者の3分の2をもって決定する。

第15条 臨時総会は、生徒会本部が必要と認めた場合と代議委員の3分の2以上もしくはは

全員の3分の1以上の要請があった場合開催する。

第16条 生徒総会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の会則改正及び細則に関する議案
- (2) 予算並びに決算の承認
- (3) 専門委員会の設置及び改廃の決定
- (4) 部の新設及び廃止の承認
- (5) 全会員の利益に関すること、及び公の場での意志の表現
- (6) 代議委員会の決議案の再審議要求のあった場合の審議

第17条 生徒総会における議決は会員の投票又は起立により決定し、ホームルームごとに各ホームルーム運営委員が調べ、その結果を書記席まで報告する。

第7章 代議委員会

第18条 代議委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、生徒総会の代行議決機関である。

第19条 代議委員会は、各HRより選出された2名の委員をもって構成し、任期は半年とする。

第20条 代議委員長1名及び副代議委員長2名は、代議委員中より互選される。

第21条 代議委員長は次の任務を有する。

- (1) 代議委員会の招集と議長としてその運営を行う。
- (2) 代議委員会における関係者の出席の必要が生じた場合の出席要求
- (3) 生徒総会の議長

第22条 副代議委員長は、代議委員長の補佐並びに代議委員長に事故があった場合、その職務の代行にあたる。また、生徒総会の副議長を務める。

第23条 代議委員会の定足数は全代議委員の4分の3とする。

第24条 代議委員会における書記は2名とし代議委員中より互選される。

第25条 代議委員長は、次のような場合、代議委員会を招集する。

- (1) 代議委員長が必要と認めた場合
- (2) 生徒総会より審議が委託された場合
- (3) 生徒会本部専門委員3分の2以上、代議委員3分の2以上及び会員の5分の1以上の要請があった場合

第26条 代議委員会は、次の任務を有する。

- (1) 総会決定に基づく当面の具体的方針案の決定
- (2) 更正予算・暫定予算及び臨時徴集金の承認
- (3) 会則の制定及び、改廃案の作成
- (4) 生徒会本部の処理事項の承認
- (5) その他緊急に必要な事項の審議及び決定

第27条 議案は原則として出席者の3分の2をもって決定する。

第8章 生徒会本部

第28条 生徒会本部は、本会最高の執行機関である。

第29条 生徒会本部は、全会員より選出された会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名の計7名の役員をもって構成し、任期は半年とする。

第30条 会長は次の任務を有する。

- (1) 生徒会を代表し、それを統括する。
- (2) 生徒会又は代議委員会が議題明記の上、委員会開催を要求してきた場合、その要求する日程内にこれを招集する。

第31条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じた場合は、その任務を代行する。

第32条 書記は、生徒会全般に関する記録にあたりこれを保管する。

第33条 会計は財務に関する事務を行う。

第34条 生徒会本部は、次の任務を有する。

- (1) 活動方針案の作成及び、予算案の作成
- (2) 各専門委員会活動の連絡調整
- (3) 生徒総会、代議委員会で決定された事項の執行
- (4) 第15条・16条に基づく生徒総会の開催

第9章 専門委員会

第35条 各専門委員会は、各ホームルームより選出された2名をもって構成し任期は半年とする。ただし、体育委員及び保健委員については男・女各1名をもって構成するものとする。

第36条 次の専門委員会を置く。各専門委員会はそれぞれの任務にあたるとともに、生徒会本部の任務の遂行に協力する。

- (1) 体育委員会……体育関係行事の計画・立案とその実施及び体育関係設備・用具の管理補助
- (2) 風紀委員会……風紀及び安全を維持するための計画・立案とその実施
- (3) 保健委員会……校内の環境整備及びその計画・立案とその実施。学校保健行事の協力、保健衛生、健康管理に関する活動
- (4) 図書委員会……図書館運営への協力、図書館利用への奨励、その他図書に関する文化活動の計画・立案とその実施

第37条 各専門委員会はそれぞれ委員長、副委員長を各1名、書記2名を選出する。

第38条 各専門委員長は各専門委員会を代表し、これを招集する任務を有する。

第39条 各専門委員会の定足数は3分の2以上とする。

第40条 定例委員会は、原則として月1回行うものとする。

第41条 臨時委員会は、各専門委員長が必要と認めた場合と、生徒総会、体育委員会及び生徒会本部より要請された場合に行う。

第10章 ホームルーム運営委員会

第42条 ホームルーム運営委員会は各ホームルームより委員長1名、副委員長1名、委員兼会計1名の3名をもって構成し、任期は、半年とする。

第43条 ホームルーム運営委員はホームルーム活動を円滑に運営することを任務とし、会計はホームルーム費、生徒会本部予算中のホームルーム費及び行事運営費をホームルーム単位で管理する。

第11章 選挙管理委員会

第44条 選挙管理委員会は、各ホームルームより選出された1名をもって構成し任期は1年とする。

第45条 選挙管理委員会は生徒会本部役員の選挙及びリコールの業務を行う。

第46条 選挙に関する細則は、別に定める選挙規約による。

第12章 会 計

第47条 本会の経費は全会員の会費（月額500円）及びその他をもってあてる。

第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第49条 収入・支出は、全て生徒会会計が帳簿に記入する。

第50条 予算は、生徒会本部において原案を作成し顧問会議の承認を受けなければならない。

第51条 予算・決算は生徒総会の承認を得なければならない。

第13章 中央委員会

第52条 中央委員会は、生徒会本部役員7名及び各専門委員長5名及びホームルーム運営委員会の代表者（各学年1名計3名）の計15名で構成する。

第53条 中央委員会の委員長は生徒会長、副委員長は同副会長とし書記は同書記が務めるものとする。

第54条 中央委員会は、生徒会本部とホームルーム及び専門委員会との連帯をはかるとともに、その企画及び執行を円滑にすることを目的とする。

第55条 中央委員会は議決権を有しない。

第56条 委員会は生徒会本部に次ぐ執行機関である。

第14章 補 則

第57条 本会則の制定及び改廃は会員が生徒会本部に発議し代議委員会がこれを審議し生徒総会において決議する。

第58条 本会則に定める本会役員はすべて兼任できない。

第59条 本会則は平成15年4月1日より施行される。

生徒会組織図

